



富士河口湖町観光立町推進基本計画

“住民一人一人が楽しく参画する観光まちづくりプラン”



平成21年3月
富士河口湖町

目次

■富士河口湖町観光立町推進基本計画

0. 計画の目的	1
1) 計画の目的	1
2) 計画の期間	1
3) 観光立町とは	2
1. 富士河口湖町の観光の現状	4
1) 富士河口湖町の観光の現状と問題点	4
2) 観光産業振興とまちづくり（地域振興）の関係の現状と課題	5
3) 観光入込みの現状と行動実態と課題	9
4) 観光資源の現状	28
5) 観光に関連する施策の現状と課題	34
6) 地区別の観光の現状と課題	35
7) 世界文化遺産登録を見据えた観光面での課題	40
2. 観光立町実現に向けた理念と目標	41
1) 理念	41
2) 将来像	43
3) 目標値の設定（主要ターゲット等）	46
3. 観光立町実現に向けた方向性	49
1) 全体の方向性	49
2) 施策の骨格	51
3) ゾーン別の方向性	52
4) 観光動線整備の方向性	55
4. 観光立町実現に向けた施策	56
1) 施策の体系	56
2) 全体施策	61
3) ゾーン別施策	112
4) 施策の実施時期（ステージング）	121
5. 計画推進のための留意事項	123
1) まちづくりに関わる各主体の連携体制の確保	123
2) 計画推進の仕組み	126
3) 適切な観光統計の実施	129
4) 世界遺産登録を踏まえた取組み	130

■付属資料

～ よくある質問に対する索引 ～

質問	掲載ページ
Q . 何のために作った計画なの？	p.1 計画の目的
Q . 『観光立町』、『観光まちづくり』って何ですか？	p.2 観光立町とは p.7 観光まちづくりとは・・・
Q . 富士河口湖町の観光地としての魅力は何なの？観光地としての問題はどこにあるの？	p.4 富士河口湖町の観光の現状
Q . 町は観光ばかりに力を入れすぎじゃないの？	p.5 観光産業振興とまちづくり（地域振興）の 関係の現状と課題
Q . これからどんな町になるの？	p.8 地域のそれぞれの人に観光まちづくりの 効果がある p.41 観光立町実現に向けた理念と目標
Q . 具体的に私たちの周りで何がおこなわれるの？	p.49 観光立町実現に向けた方向性 p.56 観光立町実現に向けた施策
Q . 観光に携わっている人以外にも観光まちづくりに参加するの？	p.5 観光産業振興とまちづくり（地域振興）の 関係の現状と課題 p.123 まちづくりの各主体の連携体制の確保
Q . 私たちが気軽に参加できる機会はあるの？まずは何をすればいいの？	p.61 まちづくりと観光に関わる人材の育成 p.63 住民の観光意識の向上と接遇向上 p.65 住民参画の促進 p.67 国際交流の推進
Q . 観光開発で、自然環境が悪化しませんか？	p.32 観光資源のベースとなる自然環境（風景及 び滞在環境） p.130 世界文化遺産登録を踏まえた取組み
Q . この計画は本当に実現できるの？	p.1 計画の期間 p.121 施策の実施時期（ステージング） p.123 計画推進のための留意事項

富士河口湖町観光立町推進基本計画

0. 計画の目的

1) 計画の目的

本計画は、平成 19 年 3 月に施行された「富士河口湖町観光立町推進条例」に基づき策定するものである。

条例第 1 条で、目的として、

『活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資すること』

と謳っており、このために、施策を総合的かつ計画的に推進するとしている。

富士河口湖町の主要産業である観光産業の振興と、そのための施策の推進の過程と結果により地域住民の豊かで幸福な暮らしを創造する“まちづくり”を推進することを目的としている。

条例第 7 条では、そのために計画づくりを行うことを、

『観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画を定める』

としており、これに基づき、総合的かつ計画的に推進する施策の策定を行うものである。

また、計画策定の進め方として、条例第 7 条 3 項において、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第 23 条に定める、『富士河口湖町観光立町推進会議』の審議を経るものとしている。

2) 計画の期間

本計画の計画対象期間は 10 年とし、本計画が定める長期目標の達成状況を点検するためにできるだけ具体的な指標を示した前期 5 ヶ年の中期目標を定め、5 年後にその進捗状況を踏まえた見直しによる後期 5 ヶ年の中期目標を定めることとする。

基本計画	平成 21 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（10 年間）
前期中期目標	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）
後期中期目標	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

なお、基本計画の各施策を具体的に実施し、中期目標を達成するために、行政の施策運営見通しの付けやすい 3 年程度の期間をもって実施計画を定めるものとする。

3) 観光立町とは

< 観光立国 >

- ・平成 19 年 6 月 29 日に閣議決定された、「観光立国推進基本計画」によれば、観光立国とは、「**地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進すること**」で「**将来にわたる豊かな国民生活**」を実現することである。
- ・これを実現するために、理念において、
地域の主体的な取組みによる「**住んで良し、訪れて良しの国づくり**」が重要
国民の観光旅行の促進が図られなければならない
国際的な視点に立たなければならない
行政・住民・事業者らの相互の連携の確保が重要
といったことを規定している。
- ・そして、観光立国の意義として、
～ **観光交流人口の拡大による日本の再生** ～
- **人が行き交う、開かれた美しい国造り** -
をあげている。

< 観光立町 >

- ・富士河口湖町の産業別人口構成は、第 1 次 2.2%、第 2 次 30.1%、第 3 次 67.7% (05 年国勢調査、旧上九一色村を除く) と全国の平均的な構成に近いが、第 3 次産業における「**宿泊、飲食サービス業**」の割合が高いことが推定される。
- ・観光関連の産業は、地域内での経済波及効果が高く、観光消費額の 2 倍近い経済波及効果 (平成 17 年度の日本の旅行消費の経済効果は 2.3 倍あったと推計-国土交通省) があると言われている。これは、製造業 (1.4 倍程度) などに比して高い効果である。また近年、経済活性化効果の高い産業として注目され、全国で観光まちづくりに取り組む地域が増加している。
- ・観光を基軸にしたまちづくりの効果としてもう一つ期待できるのが、社会的な効果である。具体的には、来訪者との観光交流の機会を活かして、伝統的な行事や伝統工芸の振興、生活環境整備等によるアメニティの向上、また住民の生き甲斐づくり等の場面において意識の維持・向上に貢献する。
- ・富士河口湖町における**観光立町**とは、まちづくりの方法として、経済波及効果、社会的効果の高い観光交流を基軸に、**住民、事業者 (関連事業者も含め)、行政が一体となっ**て、それぞれが主体的に取り組むことで、**地域全体の価値を向上させ、持続的な地域づくりを進めるものである。**
- ・この取組みに対して、それぞれの主体が自らの役割について十分な認識を持ち、積極的な態度を維持することが計画の推進に欠かせないものとなる。

- ・富士河口湖町においては、既に「富士河口湖町観光立町推進基本条例」が施行され、その目的は第1条であげられているように“活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資すること”で、暮らしの豊かさが総合的に向上することであり、具体的には、以下のようなことがあげられる。

活力ある地域づくり：

- ・地域住民の生き甲斐・生活の楽しみづくり
- ・楽しくまちづくりに参画する意識の醸成
- ・住民が協力して取り組む仕組みづくり
- ・伝統行事の維持、伝統工芸の維持等地域文化の振興

等

本町経済の持続的な発展：

- ・観光を軸とした経済の持続的振興
- ・経済の活性化による住民の安定的収入の確保

等

町民生活の向上：

- ・環境整備による空間の質の向上
- ・生活空間のユニバーサル化¹によるアメニティ²の向上
- ・防災、防犯対策の推進による住民の安心・安全の向上

等

- ・以上のような効果を具体化し、それを維持し続けることが富士河口湖町にとっての“観光立町”である。

1 ユニバーサル化：できるだけ多くの人々が利用可能にすること
2 アメニティ：快適さ、心地よさ